

社会福祉法人津島市社会福祉協議会会長及び役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人津島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、会長及び役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 会長及び役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬を支給する。
- (2) 役員等については、報酬を支給しないこととし、理事会及び監事会に出席した場合に別表第1のとおり費用を弁償する。なお、交通費の実費が別表第1の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人津島市社会福祉協議会役員等の旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表第1の費用弁償は行わない。ただし、公職者等及び支給の辞退を申し出た者を除くものとする。

(会長の報酬等の算定方法)

第4条 会長に対する報酬については、別表第2に定める額とする。

- 2 会長が職務のため出張したときは、社会福祉法人津島市社会福祉協議会役員等の旅費に関する規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給方法は、社会福祉法人津島市社会福祉協議会事務局職員給与等支給規則の第6条第7項に基づき、本人に支給する。

- 2 法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。